

次期総合計画の策定について

1 計画策定の趣旨

県民一人ひとりをはじめとした多様な主体が、岩手の未来のあるべき姿に向かって、今後 10 年間に何をすべきかを考えるとともに、県民みんなで力を結集し、行動していくための目指す将来像や取組の方向性を明らかにするものです。

2 計画の役割

岩手の未来のあるべき姿を実現するため、復興とその先も見据え、時代の潮流や岩手の特性・可能性を踏まえながら、今後 10 年間の、県の政策推進の方向や具体的な取組内容を示すとともに、県民等のあらゆる構成主体が自ら取組を進めていくためのビジョンともなるものです。

3 計画の概要

(1) 計画期間

2019 年度（平成 31 年度）から 2028 年度の 10 年間とします。

(2) 計画の構成

10 年間の「長期ビジョン」と、マニフェスト・サイクルを考慮した「アクションプラン」による構成とします。

ア 長期ビジョン

長期的な岩手の将来を展望し、県民みんなが目指す将来像と、その実現に向けて取り組む政策の基本方向を明らかにします。

イ アクションプラン

長期ビジョンの実効性を確保するために、重点的・優先的に取り組むべき政策やその具体的な推進方策を明らかにします。

(3) 計画の主な方向性

ア 「幸福」をキーワードに、岩手が持つ多様な豊かさやつながりなどにも着目し、岩手の将来像を描いていきます。

イ 「岩手県東日本大震災津波復興基本計画」の計画期間が平成 30 年度までであることを踏まえ、次期総合計画においても、被災者一人ひとりの幸福追求権の保障など、「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」に掲げた二つの原則を引き継ぎ、復興の取組を明確に位置付け、市町村や国と一体となった切れ目のない取組を進めていきます。

4 計画策定の進め方

(1) 岩手県総合計画審議会

知事が岩手県総合計画審議会に諮問を行い、審議会において、次期総合計画の基本的方向についての審議を行った上で、知事に答申を行います。

(2) 県民等からの意見聴取

各策定過程を通じて、「今後 10 年の岩手」や「幸福」などをテーマに、広く県民、NPO、企業、有識者等からの提案、意見を集め、反映します。

5 策定スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) 平成 29 年 11 月 8 日 | 総合計画審議会へ諮問 |
| (2) 平成 30 年 6 月頃 | 総合計画審議会の中間答申、計画（素案）の公表 |
| (3) 平成 30 年 9 月頃 | 計画（案）の公表 |
| (4) 平成 30 年 11 月頃 | 総合計画審議会の答申 |
| (5) 平成 31 年 3 月頃 | 県議会議決、計画の決定・公表 |